

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 物の製造の業務への労働者派遣の禁止

物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務を労働者派遣事業を行ってはならない業務に追加するものとする事。  
(第四条第一項関係)

二 関係派遣先への労働者派遣の制限の強化

派遣元事業主は、厚生労働省令で定める特殊の関係のある者（二において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合が百分の五十以下となるようにしなければならないものとする事。  
(第二十三条の二関係)

三 均等待遇原則

1 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金を決定するに当たっては、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均等を図るよう努めなければならないものとする事。  
(第三十条の二第一項関係)

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対する教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置について、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等を図るよう努めなければならないものとする。

(第三十条の二第二項関係)

四 期間を定めずに雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止

1 派遣元事業主は、その期間を定めずに雇用する労働者でない者について労働者派遣を行ってはならないものとする。

2 1の例外とされる専門業務については、その業務を迅速かつ的確に遂行するために高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とし、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つと認められる業務として政令で定める業務に限定するものとする。

3 1の例外とされる業務から、その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務を削除するものとする。

(第三十五条の三第一項関係)

## 五 日雇労働者についての労働者派遣の禁止

派遣元事業主は、その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）について、労働者派遣を行つてはならないものとする。この禁止の例外は、削除するものとする。

(第三十五条の四関係)

## 六 適正な派遣就業の確保等

1 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、年次有給休暇の取得に対する協力等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第四十条第二項関係)

2 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対し、派遣労働者であることを理由として、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与について、差別的取扱いをしてはならないものとする。

(第四十条第三項関係)

七 労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間に制限のない業務の限定

1 派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間に制限のない専門業務については、その業務を迅速かつ的確に遂行するために高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とし、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つと認められる業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務に限定するものとする。

(第四十条の二第二項第一号イ関係)

2 派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間に制限のない業務から、その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務を削除するものとする。

(第四十条の二第二項第一号ロ関係)

八 期間を定めないうで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務の例外の削除

派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間に制限のない業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れている場合の、当該派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしななければならないこととする規定について、期間を定めずに雇用される労働者に係る例外は設けないものとする事。

(第四十条の五関係)

#### 九 期間の定めのない労働契約の申込みなし

労働者派遣の役務の提供を受ける者が、次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件（労働契約の期間を除く。）を内容とする期間の定めのない労働契約の申込みをしたものとみなすものとする事。

(第四十条の六第一項関係)

イ 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

ロ 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

ハ 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

二 第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

ホ この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

十 労働組合法の適用に関する特例

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒んではならないものとする事。 (第四十七条の二の二関係)

十一 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別の廃止

期間を定めないで雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に伴い、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止するものとする事。

十二 施行期日等

1 施行期日の繰上げ

物の製造の業務への労働者派遣の禁止及び期間を定めないで雇用する労働者でない者についての労働

者派遣の禁止については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条第二号関係)

## 2 派遣労働者の雇用の安定

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者がこの法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる場合には、当該派遣労働者の雇用の安定を図るため、引き続き同一の業務に従事させるために当該派遣労働者を雇い入れる等必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

(附則第二条第二項関係)

## 3 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。